

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

<p>鴻巣川島線</p>	<p>路線名</p>
<p>鴻巣市大字箕田字右エ門三一一番一地从り同市大字箕田字吉右エ門三一一番一地从りまで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年七月二十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十七年五月二十四日付け埼玉県本県土整備事務所長告示第二十八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長六〇・一〇メートル</p>	<p>備考</p>